なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定又は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 異議申立て又は審査請求があった日から３か月を経過しても決定又は裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

平成　　年　　月　　日

知　事

印

市　長

殿

（日本工業規格　Ａ列４番）

様式第十二号を次のように改める。

様式第十三号（第十九条関係）

（表　面）

第　　号

特別児童扶養手当額改定通知書

受給者	氏　名		証書記号・番号	第　　号	
	住　所				
新たに対象となる障害児名		(1)		(2)	
改定前	支給対象障害児数	（１級）　人	改定後	支給対象障害児数	（１級）　人
		（２級）　人			（２級）　人
	手当月額	円		手当月額	円
改定年月		平成　　年　　月分から			
備　考					

上記のとおり、特別児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。

平成　　年　　月　　日

知　事

印

市　長

殿

（日本工業規格　Ａ列４番）

注意

1　これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対して異議申立て（政令指定都市の場合は審査請求）することができます。

2　この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、都道府県（政令指定都市の場合は市）を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定又は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 異議申立て又は審査請求があった日から３か月を経過しても決定又は裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第十四号を次のように改める。

様式第十四号（第十九条関係）

第　　号

特別児童扶養手当額改定請求却下通知書

請求者氏名		証書記号・番号	第　　号
請求者住所			
却下した理由			

平成　　年　　月　　日付けで特別児童扶養手当の額の改定請求がありましたが、上記のとおり却下しましたので通知します。

これに不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、書面で、都道府県知事に対して異議申立て（政令指定都市の場合は審査請求）をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、前記の異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、都道府県（政令指定都市の場合は市）を被告として（訴訟において都道府県を代表する者は都道府県知事となり、政令指定都市を代表する者は市長となります。）、提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、決定又は裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 異議申立て又は審査請求があった日から３か月を経過しても決定又は裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

平成　　年　　月　　日

知事

印

市長

殿

（日本工業規格　Ａ列４番）